

JDBA審判員資格認定細則

(第4条改定)

2018年6月2日改定・施行

(同日JDBA理事会承認済、同年7月14日理事会再確認済)

(一般社団法人)日本ドラゴンボート協会
審判委員会

本細則及び付属フォームは、(一般社団法人)日本ドラゴンボート協会公認の審判員資格認定についての詳細を定めたものであり、2016年10月1日に全都道府県ドラゴンボート協会代表者及び関係役員、ならびに日本ドラゴンボート協会全理事及び専門委員会委員長宛に再配布済みの「C級審判員 資格マニュアル」のうち、「資料0」～「資料4」及び「フォーム1」～「フォーム4」は本細則と付属フォームに置き換わるものとする。

第1条 C級審判員資格認定にかかわる統一基準

1. C級審判員資格認定基準

- (1) 都道府県協会の実施する「C級審判員認定講習会」を受講し、同じく、都道府県協会の実施する「C級審判員認定試験」に合格した者に都道府県協会が認定する。
- (2) 講習会にはJDBA審判委員会監修の「都道府県ドラゴンボート協会公認 C級審判員認定講習会用テキスト」(最新版)を用いる。(内容は基本的な事柄に限定)
- (3) 各都道府県協会間で認定基準に格差が出ないように、認定試験にはJDBA審判委員会監修の「都道府県ドラゴンボート協会公認C級審判員認定試験問題」(最新版)を用いる。受験者は上記の講習会用テキストを参照しながら解答してもよい。
- (4) 試験の所要時間は1時間以内とし、全30問中、25問以上の正解で合格とする。
- (5) 受験者が解答用紙を提出後、その提出された解答に受験者や都道府県協会/日本協会関係者が手を加える等の行為を行った場合、不正受験とし、受験者は失格とする。

2. 新規認定者リストのJDBAへの提出

- (1) 「(①フォーム C1) C級審判員 新規認定者リスト」に必要な事項を記入のうえ、JDBA審判委員会に提出のこと。
- (2) フォーム記入上の注意
(① フォーム C1)の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。

第2条 B級審判員資格認定にかかわる統一基準

1. B級審判員資格認定基準

- (1) C級審判員資格認定後満1年以上経過し、その間に3大会以上において「審判員」として参加経験を有し、JDBA審判委員会が適切と判断した者にB級審判員資格を認定する。
- (2) この「審判員経験」には選手としての参加経験は含めない。
- (3) B級審判員への昇級認定は、下記「2. C級審判員資格からB級審判員資格への昇級申請手続き」に定める都道府県協会からの申請に基づき、JDBA審判委員会が書類審査をもって行う。審査の結果、適格と判断した場合には、申請日をもって昇級認定日とする。
- (4) 昇級認定講習会及び昇級認定試験は行わない。

2. C級審判員資格からB級審判員資格への昇級申請手続き

- (1) 昇級申請対象者の所属する都道府県協会が、以下のフォームに必要事項を記入のうえ、JDBA審判委員会に昇級申請すること。
 - i. 「(2) フォーム B1) B級審判員資格への昇級申請対象者リスト」
 - ii. 「(3) フォーム B2) C級審判員 大会参加記録」
- (2) フォーム記入上の注意
 - i. 「(3) フォーム B2) 「B級審判員 大会参加記録」作成に当たっては、審判手帳の「大会参加記録」、あるいは、JDBAや都道府県協会作成の大会ごとの競技役員配置等の実績を参照のこと。
 - ii. (2) フォーム B1)及び(3) フォーム B2)の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。

第3条 A級審判員資格認定にかかわる統一基準

1. A級審判員資格認定基準と昇級申請手続き

1.-1 B級審判員資格からA級審判員資格への「通常昇級」の場合

- (1) B級審判員資格認定後満2年以上経過し、その間に5大会以上において「審判員」として参加経験を有し、JDBA審判委員会が適格と判断した者にA級審判員資格を認定する。
- (2) この「審判員経験」には選手としての参加経験は含めない。
- (3) A級審判員資格への通常昇級認定は、昇級申請対象者の所属する都道府県からの申請に基づき、JDBA審判委員会が書類審査をもって行う。審査の結果適格と判断した場合申請日をもって昇級認定日とする。
- (4) JDBA審判委員会への昇級申請に要するフォームは以下の通り：
 - i. 「(4) フォーム A1) A級審判員資格への昇級申請対象者リスト」
 - ii. 「(5) フォーム A2) B級審判員 大会参加記録」
- (5) フォーム記入上の注意
 - i. 「(5) フォーム A2) 「B級審判員 大会参加記録」作成に当たっては、審判手帳の「大会参加記録」、あるいは、JDBAや都道府県協会作成の大会ごとの競技役員配置等の実績を参照のこと。
 - ii. (4) フォーム A1)及び(5) フォーム A2)の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。
- (6) 昇級認定講習会及び昇級認定試験は行わない。

1.-2 C級審判員資格からA級審判員資格への「特別昇級」の場合

- i. 「第5条 審判員資格の特別昇級」に定める通り。

1.-3 B級審判員資格からA級審判員資格への「特別昇級」の場合

- i. 「第5条 審判員資格の特別昇級」に定める通り。

1.-4 B級審判員資格からA級審判員資格への「特例経過措置による昇級」の場合

- i. 「第6条 審判員資格の特例経過措置による昇級」に定める通り。

第4条 上級審判員資格認定にかかわる統一基準（2018年6月2日付改定）

1. 上級審判員資格認定基準と昇級申請手続き

1.-1 A級審判員資格から上級審判員資格への「通常昇級」の場合

(1) 以下の条件をすべて満たし、且つ、JDBA審判委員会が適切と判断した者に、上級審判員資格を認定する。

- i. A級審判員資格認定後満2年以上経過していること。
- ii. A級審判員資格認定後、昇級申請前の直近5年間に、5大会以上において「審判員」として参加経験を有すること。
この「5大会以上」にはiii. に定める3大大会参加経験数を含める。
- iii. 昇級申請前の直近5年間に、3大大会（日本選手権大会、東京ドラゴンボート大会、KIX国際交流ドラゴンボート大会）のいずれかに4回以上「審判員」として参加経験を有すること。

(2) この「審判員経験」には選手としての参加経験は含めない。

(3) 上級審判員への「通常昇級」認定は、昇級申請対象者の所属する都道府県からの申請に基づき、JDBA審判委員会が書類審査をもって行う。審査の結果適格と判断した場合、申請日をもって昇級認定日とする。

(4) JDBA審判委員会への申請に要するフォームおよび書類は以下の通り：

- i. 「(⑥ フォーム 上1) 上級審判員資格への昇級申請対象者リスト」
- ii. 「(⑦ フォーム 上2) A級審判員 大会参加記録」
- iii. 審判員としての大会参加を裏付ける書類として、審判手帳の「大会参加記録」のコピー又はJDBAあるいは、都道府県協会作成の大会ごとの競技役員配置表（実績）のコピー

(5) フォーム記入上の注意

- i. 「(⑦ フォーム 上2) 「A級審判員 大会参加記録」作成に当たっては、審判手帳の「大会参加記録」、あるいは、JDBAや都道府県協会作成の大会ごとの競技役員配置等の実績を参照のこと。
- ii. (⑥ フォーム 上1) 及び (⑦ フォーム 上2) の記入は、誤判読防止のため、手書きは不可。必ずタイプすること。

(6) 昇級認定講習会及び昇級認定試験は行わない。

1.-2 B級審判員資格から上級審判員資格への「特例経過措置による昇級」の場合

- i. 「第6条 審判員資格の特例経過措置による昇級」に定める通り。

1.-3 A級審判員資格から上級審判員資格への特例経過措置による昇級」の場合

- i. 「第6条 審判員資格の特例経過措置による昇級」に定める通り。

2. A級審判員資格への降格及び降格後の上級審判員資格への再昇級

2.-1 A級審判員資格への降格

- i. 上級審判員資格認定後5年間に3大大会への審判員としての参加がない場合は、上級審判員資格からA級審判員資格に降格する。

2.-2 A級審判員資格への降格後の上級審判員資格への再昇級

(1) 以下の条件をすべて満たし、且つ、JDBA審判委員会が適切と判断した者に、上級審判員資格への

再昇級を認定する。

- i. A級審判員資格への降格後、再昇級申請前の直近5年間に、5大会以上においてA級審判員として参加経験を有すること。
この「5大会以上」にはiii. に定める3大大会参加経験数を含める。
- ii. A級審判員資格への降格後、再昇級申請前の直近5年間に、3大大会(日本選手権大会、東京ドラゴンボート大会、KIX国際交流ドラゴンボート大会)のいずれかに4回以上A級審判員としての参加経験を有すること。
- iii. その他の認定条件は、第4条 1. 1.1 (2)～(6)を適用する。

第5条 審判員資格の「特別昇級」

1. C級審判員資格からA級審判員資格への「特別昇級」

(1) 「特別昇級」認定基準

JDBA審判員資格C級を現に保持する者が、下記の要件((1-1)または(1-2)のいずれか)を満たし、JDBA審判委員長が適切と認めた場合、「特別昇級」として、JDBA審判員資格A級に認定する。

- (1-1) 「特別昇級」申請時現在、直近の連続する過去10年間以上、毎年JDBAまたは都道府県協会が主管する大会に役員として参加した実績があり、且つ、対象者の属する都道府県協会の会長又は理事長、又はJDBA理事長又は事務局長が所定の特別昇級推薦状(⑧ フォーム特昇CA1)を発行すること。
- (1-2) IDBF国際審判員資格Grade1以上の資格を現に保持しており、且つ、B級資格への昇級要件(即ち、C級審判員に認定後満1年以上経過し、その間に3大会以上C級審判員を経験し、JDBA審判委員会が適切と認めること)を満たしたとの認定を受けていること。

(2) 「特別昇級」申請手続き

- (2-1) 上記(1-1)の場合(都道府県協会会長/理事長、又はJDBA理事長/事務局長からの推薦):
 - i. 「特別昇級」申請対象者の属する都道府県協会の会長又は理事長、又はJDBA理事長又は事務局長が以下のフォームに必要事項を記入のうえ、JDBA審判委員長に提出すること。
 - ii. 都道府県協会あるいはJDBA事務局からJDBA審判委員会への申請に基づき、最終決裁権者であるJDBA審判委員長が認定する。
 - iii. 申請に要するフォーム:
「⑧ フォーム 特昇CA1) C級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級推薦状」
- (2-2) 上記(1-2)の場合 (IDBF国際審判員資格保持者):
 - i. 都道府県協会からJDBA審判委員会への申請に基づき、JDBA国際委員長と確認の上、JDBA審判委員長が認定する。
 - ii. 申請に要するフォーム:
「⑨ フォーム特昇CA2) C級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級申請対象者リスト」(国際審判員資格保持者用)

2. B級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級

(1) 「特別昇級」認定基準

JDBA審判員資格B級を現に保有する者が、下記の要件 i、ii、iiiすべてを満たし、JDBA審判委員長が適切と認めた場合、「特別昇級」として、JDBA審判員資格A級に認定する。

- i. B級資格を現に保持していること
- ii. IDBF国際審判資格Grade1以上の資格を取得認定されること
- iii. JDBA審判委員長が「特別昇級」を適切と認めること。

(2) 「特別昇級」申請手続き

- i. 都道府県協会又はJDBA理事会からJDBA審判委員会への申請に基づき、JDBA国際委員長と確認の上、JDBA審判委員長が認定する。
- ii. 申請に要するフォーム：
「(⑩ フォームBAI) B級審判員資格からA級審判員資格への特別昇級申請対象者リスト(国際審判員資格保持者用)

(参考) 第3条 1. (1) B級資格からA級資格への通常の昇級要件は「B級資格認定後2年以上経過し、その間に5大会以上のB級審判員を経験すること」

3. 「特別昇級」適用対象者

- (1) 「特別昇級」はJDBAの審判員制度を基本とするので、「特別昇級」の適用を受けるには最低でもC級審判員資格取得を義務付ける。よって、JDBA審判員資格を保持しない者には「特別昇級」は適用されない。
- (2) 2008年に初めて実施されたIDBF国際審判員資格(Grade 1)認定では、一部のJDBA A級審判員が対象に含まれていたが、特にこれらのA級審判員に特別昇級は適用されていない。その認定基準との整合性から、JDBA A級審判員には特別昇級は適用されない。

第6条 審判員資格の「特例経過措置による昇級」

審判員資格昇級にかかわる細則・手続き・フォーム等の未整備により生じた資格昇級上の不利益から、昇級対象となるべき審判員資格者を救済するための措置として、また、組織として、将来にわたって昇級認定の管理及び職務上の負担が過剰になるのを防止するために、以下の通り特例経過措置を設ける。

1. B級資格からA級資格への「特例経過措置による昇級」

- (1) 現に保有するB級審判員資格の認定日が2014年2月20日または2014年4月4日の者(本細則制定日である2017年4月3日現在で、B級資格認定日から2年以上、4年未満経過)には、特例経過措置として2017年4月3日付でA級審判員に昇級認定する。

2. B級資格から上級資格への「特例経過措置による昇級」

- (1) 現に保有するB級審判員資格の認定日が2012年6月15日または2012年12月4日の者(本細則制定日である2017年4月3日現在で、B級資格認定日から4年以上経過)には、特例経過措置として、2017年4月3日付で上級審判員に昇級認定する。

3. A級資格から上級資格への「特例経過措置による昇級」

- (1) 現に保有するA級審判員資格の認定日が2008年、2013年5月15日、または2014年2月24日の者(本細則制定日である2017年4月3日現在で、A級資格認定日より2年以上経過)には、特例経過措置として、2017年4月3日付で上級審判員に昇級認定する。

- 4. 「特例経過措置」適用対象となる審判員の「現に保有するB級審判員資格の認定日」及び「現に保有するA級審判員資格の認定日」とは、JDBA HP掲載の審判資格者リスト(2016年12月10日改定)に記載の「国内審判 現資格取得年」を指す。

5. 「特例経過措置による昇級」認定手続きは、上記1. ～4. を基準にして、JDBA審判委員会が行い、HPに反映させる。
6. 「特例経過措置による昇級」に限り、審判員としての過去の大会参加回数は不問とする。
7. 以下に該当する者には通常の昇級規定を適用し、「特例経過措置による昇級」は適用しない。
 - (1) 2016年7月10日以降のA級資格認定者（2017年4月3日現在で2年経過していないため）
 - (2) 2015年7月21日以降のB級資格認定者（2017年4月3日現在で2年経過していないため）
 - (3) C級資格認定者（B級への昇級認定基準が既に存在するため）

第7条 審判員資格の有効期間とはく奪

審判員資格の有効期間は特に定めない。但し、JDBA理事会・審判委員会は、以下の理由により審判員資格を過半数の採決をもってはく奪することができる：

- (1) 審判員資格保持者に公序良俗に反する行為があった場合。
- (2) 正当な理由なしに審判義務を果たさない場合。
- (3) 競技規則に則り大会運営が公平・円滑に行う能力が欠如している、あるいは、審判に当たり、冷静かつ公正な判定が行えないと判断した場合。

第8条 審判員の定義

本細則でいう「審判員」とは、広義に解釈し、下記の役職（呼称は限定しない）を遂行する者を指す：
 運営委員長、競技委員長、上訴審判、審判長、総務部員、水路審判員、安全委員、招集員、配艇員、用器具員、発艇員、決勝審判員、100^m審判員、警戒艇員、ウォーターマン、舵取り委員、その他大会の企画・運営に必要な職務

改定履歴等

2010年8月31日	「都道府県協会によるC級審判員認定に係る統一基準」制定
2013年4月3日改定	「C級審判員資格マニュアル(資料1～資料8 及び フォーム1～フォーム3)」制定
2014年2月5日改定	(JDBA審判員資格の特別昇級)
2015年5月30日改定	(JDBA 審判員資格の特別昇級)
2017年4月3日改定	「審判員資格認定細則」とその「付属フォーム」制定
2018年6月2日改定	(第4条 上級審判員資格認定にかかわる統一基準及び ⑦付属フォーム上2 A級審判員 大会参加記録)